

法人の「消費税及び地方消費税の確定申告書」の作成に当たっての留意事項

中間申告分の消費税額及び地方消費税額の記入について

内訳の記載誤りに注意が必要です。

消費税の確定申告書を作成する際、中間申告分の消費税額及び地方消費税額の記入につて、内訳の記載誤りをしないよう注意が必要です。

消費税及び地方消費税の確定申告書の

「中間納付額税額」欄には中間申告分の消費税額を、

「中間納付譲渡割額」欄には中間申告分の地方消費税額を
記入することになります。

仮に消費税・地方消費税の内訳が異なっても、最終的な納付する消費税額が正しければ問題ないように思われますが、このような場合でも、修正申告又は更正の請求書の提出により是正するようです。記載についてはご注意ください。

●税務署から法人に送付される「消費税及び地方消費税の確定申告書」には、中間申告分の消費税額及び地方消費税額が表示されていますので、必ず確認する必要があります。

●前課税期間分の確定申告書を e-Tax により提出した場合はメッセージボックスに格納されるお知らせを確認して下さい。

※ ただし、1月ごとの中間申告を行った法人については、中間申告分の消費税額及び地方消費税額を表示していませんので、各中間申告書の「納付すべき消費税額」を合計した金額を「中間納税額」欄に、「納付すべき地方消費税額」を合計した金額を「中間納付譲渡割額」欄に記入してください。

(参考)

中間申告分の消費税額及び地方消費税額の算出方法【6月中間申告の場合】

中間申告分の消費税額は、直前の課税期間分の確定消費税額（原則として確定申告書の「差引税額」）を直前の課税期間の月数で除し（1円未満の端数切り捨て）、その金額に6を乗じた金額になります。

また、中間申告分の地方消費税額は、中間申告分の消費税額に17/63を乗じた金額になります。

なお、具体的な計算例は、次のとおりです。

○ 直前の課税期間分（月数は12）の確定消費税額が500,000円の場合

1 中間申告分の消費税額の算出

(1) $500,000 \text{円} \div 12 = 41,666 \text{円}$ （1円未満の端数切り捨て）

(2) $41,666 \text{円} \times 6 = 249,996 \text{円} \rightarrow 249,900 \text{円}$ （100円未満切り捨て）

2 中間申告分の地方消費税額の算出

$249,900 \text{円} \times 17/63 = 67,433 \text{円} \rightarrow 67,400 \text{円}$ （100円未満切り捨て）

3 中間申告分の消費税額及び地方消費税額の合計額

$249,900 \text{円} + 67,400 \text{円} = 317,300 \text{円}$